

別紙添付③

60000
MD1461

工事請負契約書

発注者 御堂筋共同ビル開発特定目的会社 と

請負者 鹿島建設株式会社 とは

(工事名称) 御堂筋フロントタワー新築工事

の施工について、次の条項と添付の工事請負契約約款、内訳書、見積要項書、見積書、質疑応答書、工事計画図、新築建物図面にもとづいて、工事請負契約（以下、「本請負契約」という。）を結ぶ。なお、発注者及び請負者は、本請負契約の効力は第2項の着工日に発生していることを確認する。

1. 工事場所 大阪府大阪市北区曾根崎新地一丁目6番4

2. 工期 着工 平成20年7月14日

竣工 平成22年1月15日

3. 引渡時期 平成22年1月15日

4. 請負代金の額 金 4,977,000,000円 也
 内訳 工事価格 金 4,740,000,000円
 消費税額 金 237,000,000円

5. 請負代金の支払

第1回：平成20年10月末に契約金額の20%を現金払い。
 [金 995,400,000円]

内訳 工事価格 金 948,000,000円
 消費税額 金 47,400,000円

第2回：竣工翌々月末日に契約金額の80%を現金払い。

[金 3,981,600,000円]

内訳 工事価格 金 3,792,000,000円
 消費税額 金 189,600,000円

特約条項

- ① 本契約図書の優先順位は下記の通りとする。
 - (i) 工事請負契約書
 - (ii) 契約条項 質疑・要望事項回答
 - (iii) 見積要項追加指示書
 - (iv) 見積要項質疑回答
 - (v) 見積要項書
 - (vi) 特記仕様書
 - (vii) 設計図
 - (viii) 工事請負契約約款
- ② 工事請負契約書に拘わらず、本工事の遂行にあたり、発注者に代わって、発注者と 2007 年 10 月 25 日付「開発及び特定資産管理処分委託契約」を締結した三菱地所株式会社（以下、「開発業務受託者」という。）が請負者に指示を行うことを請負者は承諾する。また、請負者は、本工事の遂行にあたり、発注者への報告、連絡、協議、ならびに発注者の承認を得る等の行為が必要な場合には、開発業務受託者を通じて行うものとする。
- ③ 本契約に基づく発注者から請負者に対する支払いは、以下の各号に規定する財産（以下、「本責任財産」という。）のみを引当てとし、その範囲でのみ行われ、発注者の他の資産には及ばないものとし、請負者は、本責任財産が全て換価処分され、分配され、弁済された場合は、本請負契約に基づく未払債務がある場合であっても、発注者に対する当該未払債務に係る請求権を当然に放棄したものとみなされることに同意する。
 - (a) 発注者の資産流動化計画に定める特定資産（以下、「本件不動産」という。）及びその代替物又は等価物等（本件不動産についての保険金請求権、支払保険金、強制収用及び土地区画整理の対象となった場合の補償金、代替不動産などを含む。）
 - (b) 発注者が資産流動化計画に基づき行う事業（以下、「本事業」という。）に基づき受領する一切の財産権
 - (c) 発注者が有する現金及び発注者名義の口座についての発注者の預金返還請求権
 - (d) 発注者が、本件不動産を売却した場合の売却手取金
 - (e) 発注者が本事業に関連して締結した契約並びにそれに付随・関連する契約に基づく発注者の一切の権利及び契約上の地位
 - (f) 上記の各責任財産から生み出される一切の権利、債権、収入及び収益
- ④ 請負者は、本請負契約の対象である建築予定建物（以下「建築予定建物」という。）が竣工した場合には請負契約残代金の支払に先立ち竣

- 工後速やかに建築予定建物の引渡しを行う。請負者は、請負契約残代金債権は、発注者の締結する金銭消費貸借契約に基づく貸付債権(以下「本貸付債権」という。)の支払に劣後し、請負契約残代金は、その時点において支払期日の到来した本貸付債権が完済されることを条件として支払いがなされることに同意する。
- ⑤ 請負者は、本貸付債権が残存している限り、留置権、商事留置権及び不動産工事の先取特権を放棄するものとし、これらの権利を行使しないことを予め承諾する。
 - ⑥ 請負者は、自己の債権の満足のために発注者またはその財産について強制執行又は保全処分を行わず、かつ、かかる強制執行及び保全命令を申立てる権利を予め放棄する。
 - ⑦ 請負者は、発注者について、破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始又はこれらに類する倒産手続開始(将来制定されるものを含む。)について申立てを行わないことを約する。
 - ⑧ 請負者は、発注者が第三者に本契約から生ずる権利義務の全部又は一部を譲渡若しくは承継させた場合、異議無く承諾するものとする。但し、かかる場合、発注者は、当該権利義務の譲受人に対して以下について承継させるものとする。
 - (a) 請負者が本請負契約に基づき発注者に対して主張できた一切の抗弁
 - (b) 権利義務の譲渡又は承継時に、請負者が本請負契約に基づき発注者に対して有する弁済期未到来の債権の支払義務
 - ⑨ 請負者は、第3項の引渡時期までに、建物の表示登記に必要な書類一式を開発業務受託者に交付するものとする。
 - ⑩ 工事目的物に瑕疵があるときは、引渡しを受けたとき及び設計監理者による検査又は試験を受けた工事材料といえども発注者は請負者に対して、その瑕疵の修補を求め、または修補に代えもしくは修補とともに損害の賠償を求めることができる。
 - ⑪ ⑩による瑕疵担保期間は建築工事特記仕様書に別途定めたもの以外は引渡しの日から2年間とする。但し、その瑕疵が請負者の故意又は重大な過失によって生じたものであるとき、及び構造耐力上主要な部分又は雨水の進入を防止する部分の瑕疵(構造耐力または雨水の浸入に影響のないものを除く)である場合、工事請負契約約款における瑕疵担保期間は引渡しの日から10年間とする。
 - ⑫ 瑕疵による工事目的物の滅失又は毀損については、⑩、⑪の規定を準用する。
 - ⑬ 工事目的物に関し、発注者が工事目的物の所有権を承継した第三者から瑕疵担保責任を負った結果、損害を被った場合、請負者は明らかに

- ⑬ 請負者の責任によらない場合を除き、⑪に定める期間、その一切の損害を発注者に対して補填しなければならない。
- ⑭ 請負者が発注者に対して負う⑩、⑪の規定、及び、見積要項別紙アフターサービス基準に係る者は、本件土地建物の所有権の承継人に対しても負うものとする。
- ⑮ 不可抗力によって建築工事を中断した場合でも、工事を再開できる環境が整った場合には、請負者は速やかに工事を再開する義務を負う。
- ⑯ 本特約条項と工事請負契約約款との間に矛盾が生じた場合は、本特約条項が優先する。
- ⑰ 請負者は、請負者の施工する工事及び発注者又は発注者が指定する者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上関連する場合において、その施工につき調整を行うものとする。この場合において、その調整にかかる費用は本契約の請負代金額に含むものとし、請負者は第三者の行う工事の施工者と緊密に連絡・協調を図り、請負者の責任においてその調整を行うものとする。この場合、別の施工業者により発生する共益費（揚重費を含む、ゴミ処分費は別途）は、テナント工事を除き、見積金額に含むこと。
- ⑱ 請負者は、竣工・引渡し後3ヶ月間は工事所長もしくは所長に順ずる者及び建物・賃設備に関する技術員を常駐させ不具合調整等の対応に備えると共に、開発業務受託者及び開発業務受託者が定める者が円滑に建物管理を行うことができるよう協力する。
- ⑲ 請負者は、発注者の同意がない限り、本業務遂行上知り得た一切の事項を第三者に漏洩してはならず、本契約上必要とされる場合以外の目的のために使用してはならないものとする。但し、適用法令、規則、通達、行政庁の指導若しくは裁判所の判決、決定若しくは命令による場合を除く。また、請負者は、期間満了、解除、解約等により、本契約が終了した後も、機密保持の義務を負うものとする。

告知義務

請負者は、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)に基づき、工事目的物に係る資産対応証券に関する有価証券届出書等(証券取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。)第2条第7項に規定する有価証券届出書その他の内閣府令において規定する書類をいう。)に記載すべき重要な事項につき、発注者に告知する義務を有する。

3. その他の

この工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事に該当する場合、同法第13条第1項の主務省令で定める事項については、別紙の通りとする。

この契約の証として本書2通を作り、当事者が記名押印し、発注者、請負者が各1通保有、監理者は本書写し1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 東京都中央区日本橋本町一丁目9番13号

御堂筋共同ビル開発特定目的会社

取締役 見上正美



請負者 大阪府大阪市中央区城見二丁目2番22号

鹿島建設株式会社 関西支店

常務執行役員支店長 木戸徹



上記工事に關し、発注者との間の契約にもとづいて発注者から監理業務（建築士法第2条第7項および同法第18条第3項で定める工事監理を含む。）を委託されていることを証するためここに記名押印する。

(3) 建築士法第2条第7項については、平成18年12月改正の建築士法（平成18年法律114号）の施行日以前は建築士法第2条第8項とする。約款においても同様とする。

監理者 東京都千代田区丸の内三丁目2番3号

株式会社三菱地所設計

取締役社長 小田川和男



工事請負契約約款

本契約では発注者を甲、請負者を乙、監理者を丙と称する。

- ①本契約の約款と添付の図面、仕様書、その他の関係書類およびこれらに基いて甲が指示する詳細図、原寸図ならびに甲が必要と認めて行なった指示によって工事を施工する。
- ②三方ともこの契約が円滑に遂行されるように協力する。

第3条 工事費内訳明細書の提出

- 乙は甲が工事に要する一切の費用を詳記した工事費内訳明細書を甲の指定する日までに丙に提出し、その承認を受ける。

第4条 工程表の提出

- ①乙は、工事着手前に工程表を作成し、丙の承認を受ける。
- ②乙は、工事の進捗状況を記録し、工程表に変更を及ぼすおそれのある事由の生じたときは直ちに丙に報告する。

第5条 使用主としての責任

- 乙は、自己または協力業者の使用人、その他の者の工事上の死亡、傷害、疾病、その他事故に関しては乙の負担と責任において処理し、甲に迷惑を掛けない。

第6条 一括委任、一括下請の禁止

- 乙は、甲の事前の書面による承諾を得なければ、工事の全部または大部分を一括して第三者に委任し、もしくは請け負わせてはならない。

第7条 権利義務の譲渡

- ①乙は、甲の事前の書面による承諾を得なければ、この契約から生じる自己の権利または義務を第三者に譲渡、承継または担保に供することはできない。
- ②乙は、甲の事前の書面による承諾を得なければ、甲から支給を受け、または既にその代金の支払いを受けた材料ならびに工事現場内の工事目的物、材料等を他に譲渡、販売または担保に供することはできない。

第8条 特許権などの使用

- 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令にもとづき保護される第三者の権利（以下「特許権など」という。）の対象となっている工事材料・設備の機器、施工方法などを使用するときは、それが甲の指定による場合であるか否かを問わず、その使用に関するいっさいの責任を負わなければならない。

第9条 監理担当者の選任

- ①丙は、監理担当者を定め書面により甲に通知し、甲が承認後、丙は担当者名を遅滞なく乙に通知する。
- ②監理担当者の選任通知書には氏名、建築士番号、主な経歴等甲が指定する必要な事項を記載する。

第10条 監理者

- ①丙は次の監理業務を行うものとし、乙はこれを了承する。
- 1) 設計意図を正確に伝えるため、必要に応じ説明図など作成し、第10条に定める現場代理人に交付すること。
 - 2) 図面、仕様書、その他の関係書類に基づいて作成された詳細図などを、工程表に基づき必要な時期に、現場代理人に交付すること。
 - 3) 施工計画を検討し、承認すること。
 - 4) 施工図（原寸図、工作図などをいう。以下同じ。）、模型などを検討し、承認すること。

5. 図面、仕様書、その他の関係書類に定めるところにより、施工について指示し、施工に立会い、工事材料および仕上見本、建築設備の機器などを検査または検討し、承認すること。
 6. 工事の内容が設計図、詳細図、施工図、仕様書などこの契約書に合致していることを承認すること。もしこれらが合致していないと認めた時は直に甲に報告し、甲の指示を受けて必要な指示を乙に対して行なう。ただし、緊急の時は必要と認める事項を乙に指摘して指示し、速やかにこの旨を甲に報告する。
 7. 部分払または完成払の請求書を技術的に審査し、承認すること。
 8. 工事の内容、工期または請負代金額の変更に関する書類を技術的に審査し、承認すること。
 9. 工事の完成を確認し、契約の目的物の引渡しに立会うこと。
 10. この工事とこれに関する他の工事との連絡、調整にあたること。
 11. 工事監理報告書を毎月1回、甲に提出すること。
- ②乙は、前項の場合、丙の係員の指示あるときはこれに従うものとする。但し、丙に故意又は重大な過失がある場合を除き、これにより乙の責任を免れるものではない。
- ③丙の乙に対する指示・確認・承認などは原則として書面による。

第10条 現場代理人、監理技術者など

- ①乙または乙の代理権を有する現場代理人は、工事施工中工事現場に常駐し、工事現場一切の事項を処理し、その責を負う。ただし、工事現場における取締、安全衛生、災害防止、就業時間等現場の運営に関する重要な事項については、丙に通知する。
- ②乙は、現場代理人の選任にあたってはあらかじめ書面により甲、丙に通知し、その承認を受ける。
- ③乙は、法令の定によって監理技術者または主任技術者ならびに専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）をおき、その氏名その他甲が必要と認めた事項を書面により甲、丙に通知し、その承認を受ける。
- ④現場代理人・監理技術者または主任技術者および専門技術者は、これを兼ねることができる。

第11条 履行報告

乙は、この契約の履行報告につき、図面、仕様書、その他の関係書類に定めがあるときは、その定めに従い、また履行状況に応じて甲が指示する場合はその指示に従い甲に報告しなければならない。

第12条 丙の立会、工事記録の整備

- ①乙は、図面、仕様書、その他の関係書類に丙の立会のうえ施工することを定めた工事を施工するときは、丙に通知する。
- ②乙は、丙の指示があったときは、前項の規定にかかわらず、丙の立会なく施工することができる。この場合、乙は、工事写真などの記録を整備して丙に提出する。

第13条 近隣対応

乙は、周辺住民等と結ぶされた工事協定等を熟知し、これを遵守しなければならない。万一、周辺住民等から苦情の申出があるときは直ちに甲に報告し、甲と対応を協議する。

第14条 協力業者等の通知

甲は、乙に対して協力業者等についてその名称その他必要な事項の通知を求めることがある。

第15条 工事関係者についての異議

甲は、丙の意見にもとづき乙の現場代理人、監理技術者、主任技術者、専門技術者、使用人、協力業者または作業者のうち適当でないと認めたものがあるときは、その理由を明示した書面をもってその交代を求めることができる。

第16条 工事材料

①工事に使用する材料は、乙が供給するものとする。ただし特定の材料を甲が支給する場合は、乙はこれを使用しなければならない。

- ②乙は、指定された工事材料についてその使用前に丙の検査を受け、合格したものでなければ、これを使用することはできない。ただし、検査をなしたものについても、乙はその瑕疵等について責を負うものとする。検査または試験に合格しなかった工事材料・建築設備の機器は、乙の責任においてこれを引き取る。
- ③前項の検査に要した費用は乙の負担とする。
- ④乙は、工事現場に搬入した工事材料を持ち出す場合は、事前に甲並びに丙の承認を受けるものとする。
- ⑤丙は、工事用機器について適当でないと認められるものがあるときは、乙に対してその交換を求めることができる。

第17条 支給材料、貸与品

- ①乙は、甲の支給材料または貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- ②乙の故意、過失によって、甲の支給材料、貸与品が滅失、毀損またはその返還が不可能となつたときは、乙は、甲の指定した期間内に代品を納め、または原状に復し、もしくはその損害を賠償しなければならない。
- ③不用となつた甲の支給材料または使用済の貸与品は、すみやかに甲に返還しなければならない。

第18条 設計の疑義

- ①乙は、図面、仕様書、その他関係書類または丙の指示について疑義があるときは、その工事に着手する前に書面により丙に通知し、その指示を受ける。丙は乙から疑義の申し出があった時は速やかに甲に報告し、甲の指示を受ける。
- ②丙は、前項の通知を受けたとき、または自ら前項に定める疑義があることを発見したときは、直ちに書面をもつて乙に対して指示する。
- ③前項の場合、工事の内容、工期または請負代金額を変更する必要があるときは、甲、乙、丙が協議して定める。
- ④乙は、図面、仕様書、その他の関係書類等に記載がなくても性能確保上必要なものは当然施工するものとする。ただし、乙は、このために請負代金の増加を請求することはできない。
- ⑤前項の場合、重要な事項に関しては丙に報告する。

第19条 工事現場の仮設物

- 乙は、甲の承諾がなければ工事現場に現場事務所、水道等の工作物を設けることは出来ない。

第20条 適合しない施工

- ①乙の工事施工について契約に適合しない部分があると丙が認めたときは、乙は、丙の指示によつてすみやかに手直しを行わなければならない。ただし、乙は、このために工期の延長を求めるることはできない。
- ②丙は、契約に適合しない疑いのある施工について必要と認めたときは、甲の書面による同意を得て、その部分を解体して検査することが出来る。
- ③前2項の手直し、解体および復旧に要する費用は、すべて乙の負担とする。

第21条 損害の防止

- ①乙は、工事完成引渡まで自己の責任と費用で工事目的物、工事材料、近接する工作物または第三者に対する損害の防止に必要な措置を講じなければならない。
- ②乙は、災害防止などのため特に必要と認めたときは、あらかじめ丙に通知の上臨機の処置を取る。ただし、急を要するときは、処置をしたのち直ちに丙に報告する。
- ③甲または丙が必要と認めて臨機の処置を求めたときは、乙は、直ちにこれに応ずる。

第22条 第三者の損害

- ①施工のため第三者の生命、身体に危害を及ぼし、財産等に損害を与えたとき、または第三者との間に紛糾を生じたときは、乙が責任をもつてその処理解決にあたる。
- ②前項の処理解決に要した費用は、乙の負担とする。
- ③第1項の事故により万一甲が請求を受け判決、和解、示談等により損害を負担し、または損失を被った時は、乙は甲にこれを弁償する。

第23条 一般の損害

- ①工事の完成引渡し以前に工事目的物、検査済の工事材料、支給材料、貸与品、その他施工一般について生じた損害ならびに工事の施工およびこれに付帯関連する作業により甲が蒙った損害は、乙が負担するものとする。ただし、乙においてその損害が甲の責に帰すべき事由によることを証明した場合は、甲の故意過失と甲以外の者の故意過失の度合等を斟酌し、甲は乙の負担を減免する。
- ②乙は、前項ただし書の場合において、第1条の甲の指示、第9条、第16条、第20条第2項の丙の検査について、甲、丙に故意又は重大な過失がない場合は、甲、丙の過失を理由として減免を求めることができない。
- ③第1項の損害額は、甲乙協議して定める。

第24条 不可抗力による損害

前条の損害が天災その他不可抗力による場合には、甲乙協議の上、乙の負担を軽減できる。

第25条 損害保険

- ①乙は、甲の指定する日時から工事完成引渡しまで、工事目的物、支給材料を含む工事材料ならびに貸与品に対し損害保険を附保する。ただし、保険会社、保険の種類ならびに保険金額は甲と協議の上これを定める。
- ②前項の場合には甲を保険金受取人と定め、乙は保険契約を締結したのち、直ちにその証券を甲に提示するものとする。ただし、乙は、甲が請求したときは、保険証券を甲に交付する。
- ③乙は、甲から申出があるときは、乙の費用をもって保険金受領の事務を代行するものとし、甲が受け取った保険金は、乙が回復のため要した費用を填補するため、甲から乙に支払うものとする。ただし、甲が損害を受けたときはその損害額につき甲が優先して取得し、残金を乙に支払うものとする。
- ④前項の支払方法は、工事が完成し引渡し完了したときに支払うものとするも、工事完成前においても出来高あるいは工事現場に搬入した検査済材料に対して甲の認定によりその出来高あるいは価格の9割以内を支払うことがある。

第26条 所有権の帰属

- ①工事目的物の所有権（未完成物件の所有権）は、支給材料、請負代金支払いの有無にかかわらず、すべて甲に帰属する。ただし、これにより乙は、第23条の責任を免れるものではない。
- ②前項の場合、乙は、第27条による引渡しを行うまでは、善良な管理者の注意をもってこれを管理するものとする。
- ③工事目的物の引渡し完了するまでに要する工事目的物の保全の費用は、乙の負担とする。

第27条 完成、検査、引渡し

- ①乙が工事を完成したときは、丙に検査を求め、丙は遅滞なくこれに応じて、乙の立会のもとに検査を行う。
- ②乙と丙は甲に協力して所定の官庁検査を受け、使用許可を得た上で、乙は甲に検査を求め、甲は遅滞なくこれに応ずる。
- ③前2項の検査に合格した後、乙は引渡期日までに工事目的物を甲に引渡す。
- ④第1項および第2項の甲、丙または官庁の検査に合格しないときは、乙は、甲、丙の定めた期限内に補修または改造して再び検査を受ける。
- ⑤乙は、丙の指定する期間内に、丙の指示に従って仮設物の取扱、あと片付などの作業を行う。
- ⑥前項の処置が遅れているとき、催告しても正当な理由がなくなお行われないときは、甲は、代わってこれを行い、その費用は乙の負担とする。
- ⑦乙は、本契約の目的物の引渡し後速やかに竣工図、性能説明書、試験表等を甲に提出する。

第28条 目的物の引渡時期、請負代金の金額、支払時期等

目的物の引渡時期、請負代金の金額及び支払時期等については、甲乙間で締結する、「工事請負契約書」又は「注文書」等で定めるところによる。

第29条 工事変更、中止

- ①甲は、本建物引渡しまでは、自己の都合により工事の変更、追加、一部取り止めが出来るも

のとし、または工事の施工を一時中止し、もしくは契約解除の上打ち切ることができる。この場合、乙は、直ちに工事費増減明細書、完成期限等を明記した書類を提出し、甲の承認を受ける。

②前項の場合において乙が損害を受けたときは、甲は、甲乙協議の上定めた損害額を支払う。ただし、乙の上記損害は、工事のために既に支出した費用、負担した債務等を限度とし、得べかりし利益等を請求することはできない。

第30条 請負代金の変更

①乙は、請負契約を締結した後は、物価高騰等理由の如何を問わず請負代金の増額その他契約の変更を求めるることはできない。ただし、甲の指示による工事の追加、法令の制定・改廃等ある場合で、特に甲が妥当と認めたものについてはこの限りでない。

②前条第1項により甲が工事を変更した結果、乙の行う工事内容が減少した場合、甲は請負工事代金の減額を請求できるものとする。

③請負代金額を変更するときは、原則として、新規追加部分（後述の「数量の増加」に該当するものを除く）については時価によるものとするが、出精値引率を含めて、甲、乙および丙が協議してその金額を定めるものとする。数量の増加および減少における精算においては、いずれの場合も請負契約に盛り込まれる単価、出精値引率を適用する。

第31条 履行遅滞による損害賠償

乙が期限内に工事を完成引渡さないときは、別に特約のない限り、甲は、遅滞日数1日につき、請負代金額の4/10,000に相当する額の違約金を請求することができる。

第32条 環疵担保

①工事目的物について環疵があるときは、第27条第3項による引渡を受けたときおよび第16条第2項により丙による工事材料の検査を受けたときといえども、乙は、引渡の日から2年間担保の責を負う。

②前項の期間は、その環疵が乙の故意または重大な過失に基づくものに対しては、10年間とする。

第33条 契約の解除

①甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

1. 正当の理由なく約定の期日までに工事に着手しないとき。
 2. 正当の理由なく工事を中止したとき。
 3. 工事の進行が第3条の工程表記載の期日より著しく遅延したとき。
 4. 工事の進行が緩慢であり期限内に完成引渡の見込がないと甲が認めたとき。
 5. 乙が建設業の許可を取り消されたときまたはその許可が効力を失ったとき。
 6. 乙が破産、民事再生、会社更生または会社整理等を申し立て、又は申し立てを受けたとき。
 7. 乙が不渡手形を出したまたはその他乙の信用が著しく失われたものと甲が認めたとき。
 8. 乙が解散したとき。
 9. その他乙の信用が著しく失われたと認められるとき、もしくは乙がこの契約に違反したとき。
- ②乙は、甲が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。
1. 甲がこの契約に違反しその違反によって乙がこの契約の履行ができなくなったとき。
 2. 甲が請負代金の支払能力を欠くことが明らかになったとき。
- ③第1項または第2項により契約が解除されたときは、甲または乙は、その相手方に対し損害賠償を請求することができる。

第34条 契約解除後の処理

前条により契約が解除された場合、下記の定めに従い甲乙協議の上精算を行い、丙はこれに協力する。

①乙は、甲が工事の出来高部分で検査に合格したもの及び工事現場に搬入した検査済材料の引き取りを希望した場合は、甲に引き渡す。

②前号で甲が引き取りを希望した場合、甲は引取分相当額を引き取りと引き換えに支払うも

のとする。但し、甲の支払済の代金が引取分相当額を上回るときは、乙が差額分を甲に返還するものとし、下回るときは、甲が差額分を追加して支払うものとする。

第35条 紛争の解決

この契約に關し当事者間に紛争が生じた時は、東京地方裁判所を合意の管轄裁判所とする。

第36条 捕則

この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙、丙が協議して定める。